

令和 5 年 5 月 3 0 日
秦野市福祉部国保年金課

報道機関 各位

国民健康保険税に係る課税誤りについて

国民健康保険税（以下「保険税」という。）の算定に当たり、処理手順に誤りがあり、一部の世帯に誤った保険税を課税していたことが判明しました。

1 事案の概要

(1) 判明した日

令和 5 年 5 月 1 0 日（水）

(2) 事実確認

令和 5 年度保険税の課税計算テストを行い、内容確認をしたところ、後期高齢者医療制度に移行した方が課税する前年度に転出又は亡くなられた世帯で、課税額に誤りが生じていることが確認されました。

過去に遡って影響調査を実施した結果、令和元年度から令和 4 年度までに課税した世帯の一部で保険税額に誤りが生じていることが判明しました。

2 原因等

国民健康保険では、75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75 歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入している世帯に対し、保険税の平等割額の軽減などの緩和措置があります。

平成 30 年度に現行システムの稼働を開始しましたが、緩和措置の適用となっている世帯のうち、後期高齢者医療制度に移行した方が課税する前年度に転出又は亡くなられた場合、課税計算の際にその世帯から除外する処理を行う必要がありましたが、行っていなかったため、保険税額に誤りが発生しました。

3 影響（対象世帯数及び金額）

対象世帯数 72世帯（実世帯数39世帯）

税額が増額となる世帯数及び影響額 33世帯 310,400円

税額が減額となる世帯数及び影響額 39世帯 1,199,600円

4 事案への対応

(1) 保険税が変更になる方への対応

事実が判明した日から、対象世帯の方に対して訪問又は電話連絡によりお詫びした上で事実の概要を説明するとともに、修正後の更正決定通知書など必要書類をお渡しし、すべての世帯に了承いただきました。

(2) 再発防止への取組

処理時のチェックリストを改めて見直すとともに、システムでチェック可能な仕組みを検討します。

5 内田副市長のコメント

今回の課税誤りを厳粛に受け止め、事務マニュアルの見直しなど、再発防止を徹底するとともに、システム変更時には細心の注意を払ってまいります。

問合せ 国保年金課長 黒田正治
電話 0463-82-9613（直通）